

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う ガス料金の特別措置の変更について

2020年6月25日

北陸ガス株式会社

北陸ガスは、2020年3月25日より、新型コロナウイルス感染症の影響によってガス料金の支払いが困難な事情があるお客さまに対して、お客さまからお申し出があった場合に2020年2月、3月、4月、5月および6月検針分のガス料金の支払い期限日をそれぞれ1カ月間延長する特別措置を実施してきましたが、影響の長期化を踏まえ、2020年7月検針分につきましても同様の取扱いといたします。

記

1. ガス料金の支払期限（※）の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉金制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けるお客さまの2020年2月（ただし、支払期限日が3月25日以降となるものに限る）、3月、4月、5月、6月および7月検針分のガス料金の支払期限日をそれぞれ1カ月延長いたします。

※ ガス料金支払いの義務発生の日の翌日から起算して30日目の日

2. 本件に関するお客さまからのお申し出先

お申し出は以下の各支社の窓口・連絡先までお問い合わせください。

<受付時間：平日8：30～17：10、土曜8：30～17：10（日曜、祝日除く）>

お住まいの地域	窓口	連絡先
新潟市のお客さま	新潟支社 料金グループ	025-229-7014
長岡市・三条市・加茂市・ 田上町・見附市のお客さま	長岡支社 料金グループ	0258-39-9011
柏崎市・刈羽村のお客さま	柏崎支社 営業グループ	0257-23-9004

以上